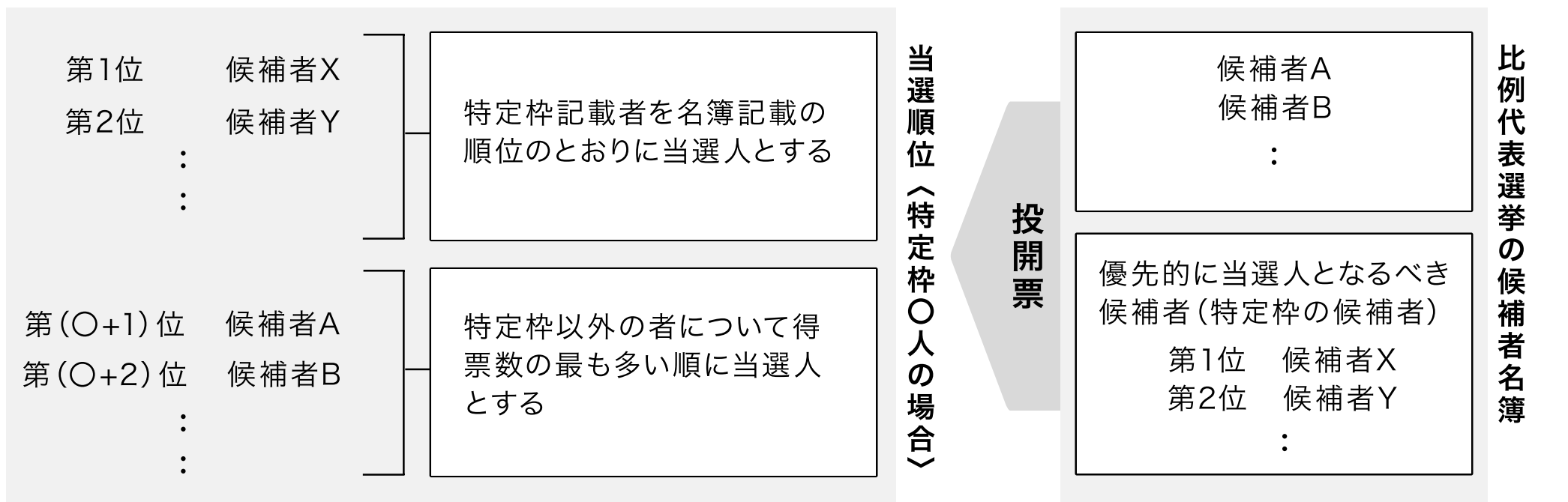


比例代表選挙の「特定枠」導入

参議院比例代表選出議員の定数が100人(現行96人)となり、図のような特定枠制度が導入されます。

「非拘束名簿式」を基本的に維持しつつ、同方式では当選しづらい、全国的な支持基盤を有するとはいえないが国政上有為な人や、民意を媒介する政党がその役割を果たす上で必要な人を当選しやすくすることが、この制度の趣旨とされています。

特定枠制度のイメージ



候補者における当選順位

特定枠の候補者があるときは、

- ・特定枠に記載された候補者を上位とし(名簿記載順のとおりに当選人とし)、
- ・その他の名簿登載者は得票数の最も多いものから順次定めます。

優先的に当選人となるべき候補者

比例代表名簿を届け出る政党その他の政治団体は、候補者とする者のうちの一部の者を、優先的に当選人となるべき候補者として、その氏名および順位をその他の候補者と区分して名簿に記載できます(特定枠)。